



©全国防犯協会連合会
防犯ボランティアシンボルマーク



万引きは
しない!

万引きは「窃盗罪」
10年以下の懲役または
50万円以下の罰金に
処せられます。

万引きは
させない!

- 1 店内の視認性確保!
- 2 お客様への声かけ励行!
- 3 防犯カメラの設置!
- 4 制服警備員による巡回!

募集!

福井県万引き防止ネットワーク
に参加される事業主の方を募集しています。

集団犯行による大量の万引き被害などの情報を電子メールにより共有し相互に警戒を強化することで、連続発生を未然に防ぐためのネットワークです。

詳しくは、警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室まで